

広島県告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年八月十日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

府中市目崎町字新開一〇一三三の五、一〇一三三の七（国有林）、一〇一三四の七、一

〇一三四の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅